

文書質問答弁書

回 答 日 平成23年12月21日
担当部局：環境部、政策推進部

四日市市議会基本条例第16号第1項の規定に基づく豊田議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

Q1 北部墓地公園用地について、「都市計画公園」としての事業計画・見通し、はあるのか。

答弁

北部墓地公園は廃棄物の埋立処分場跡地を活用し、墓地と一体となった公園・緑地として整備を行い、市民の憩いの場を確保していく計画としています。

北部墓地公園用地につきましては、東側の区域は現在墓地として、また中央の部分は運動広場として利用しております。

平成14年度に土地開発公社から買い戻したご質問の土地は、北部墓地公園用地の西側部分であり、昭和54年度まで北部埋立処分場として利用してきた土地(約4.3ha)を平成元年8月に北部墓地公園の計画区域に編入したものです。

ごみの埋立処分は既に終了しておりますが、場内から排出される浸出水について埋立ごみが安定化するまで継続して汚水処理を行っていく必要があるため、埋立処分場の廃止には至っておりません。そのため墓地および市民の憩いの場として活用していくためにはもう少し時間を要するものと考えております。

また、墓地区画につきましては、毎年120区画程度の新たな利用がありますが、当面は東側の既整備部分で対応していくことが可能と考えております。

こうしたことから、北部墓地公園の整備につきましては墓地の需要動向や土地の安定化の状況等を踏まえ整備時期の検討を行ってまいりたい。

質問

Q2 四日市市は市議会に対して、当該土地の取得議案提案に際して、取得後10年以内に「都市計画公園」の用に供する、という説明を行い、市議会はこれを可決した。このことに対する四日市市の責任についての見解を問う。

答弁

北部墓地公園の新たな整備につきましては、質問1でお答えしたとおり、埋立処分場跡の土地の安定化の状況や墓地需要の見通しなどを勘案し、具体的に事業化するまでには至っておりません。こうした現状の考え方について議会の皆さんに丁寧にご説明し、ご理解を得ていくべき責任があったものと考えております。

質問

Q3 四日市市が四日市市土地開発公社から再取得し、取得後8年以上が経過しているが未供用の土地について、それぞれの土地の、名称・現状・事業計画・供用の見通し、を示されたい。

答弁

四日市市が四日市市土地開発公社から再取得した土地で、8年以上経過しているが未供用である土地は、下表のとおりです。

これらの土地については、できる限り早期に供用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

名称	所管課	取得年度	現状	供用開始年度	事業計画・供用の見通し
環状1号線関連用地	道路整備課	13年度	更地	未定	都市計画道路環状1号線に隣接する広場(都市緑地)として整備する目的で取得したものです。 現在、内部地区において、まちづくり構想の策定に取り組んでいただいております。地域のまちづくりの方向性をみながら広場整備について検討して行く予定です。 なお、取得地の一部については内部交番及び上下水道局のポンプ場用地として移管を行い、供用開始しています。
南部丘陵公園用地	市街地整備・公園課	13年度	一部未供用	23年度	国の補助事業として計画的に順次施設整備を行い、取得用地の一部の供用を開始しております。引き続き整備を行い未供用部分の供用を図ってまいります。
北部墓地公園用地	生活環境課	14年度	[駐車場] 株東芝の従業員等駐車場として、株東芝へ貸付中	未定	廃棄物の埋立跡地であり、廃棄物の安定化の状況及び墓地の拡張の必要性を勘案しながら、整備、供用時期を検討してまいります。
金場新正線用地	市街地整備・公園課	15年度	[宅地] 一部月極駐車場/緊急時避難場所	未定	金場新正線用地は、金場新正線との一体整備を考えた土地区画整理事業の計画地ではありますが、現在着手には至っておりません。 金場新正線は市が整備を行う幹線道路の整備箇所や時期を示した「四日市市道路整備計画」において、後期着手路線として位置づけられておりますが厳しい財政状況等もあり、整備が遅れている状況となっております。 また、他の幹線道路とのネットワーク(三重橋垂坂線等)を勘案し、整合を図りつつ、整備路線の進捗状況を見極めながら整備着手について検討してまいります。
富田本町線	道路整備課	15年度	更地	未定	近鉄富田駅東と国道23号を結ぶ、都市計画道路の用地として取得しましたが、現時点で未供用となっております。 社会経済情勢により市の道路整備全体が遅れていますが、経済情勢の動向や道路整備の優先順位等を勘案しながら事業化についての検討を行ってまいります。